

# 今治市



## 若年がん患者在宅療養支援事業



今治市は、在宅療養を希望する若年がん患者さんが安心して日々を過ごせるよう、訪問サービスや福祉用具の費用の一部を助成します。

### 対象者

\* 下記①～④の**全て**の項目に該当する方

- ①今治市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
  - (ア) 20歳以上40歳未満の方
  - (イ) 18歳以上20歳未満の方のうち、小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない方
- ②医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- ③在宅療養上の生活支援や介護が必要な方
- ④他の事業で同様のサービスを利用することができない方

### 対象サービス

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③福祉用具貸与 ④特定福祉用具販売

福祉用具貸与 対象品目	<ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子</li><li>・特殊寝台</li><li>・床ずれ防止用具</li><li>・歩行器</li><li>・歩行補助つえ</li><li>・自動排泄処理装置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子付属品（電動補助装置）</li><li>・特殊寝台付属品（サイドレール等）</li><li>・体位変換器</li><li>・手すり（工事を伴わないもの）</li><li>・スロープ（工事を伴わないもの）</li><li>・移動用リフト（つり具を除く）</li></ul>
特定福祉用具販売 対象品目	<ul style="list-style-type: none"><li>・腰掛便座</li><li>・簡易浴槽</li><li>・入浴補助用具</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動排泄処理装置の交換可能部品</li><li>・移動用リフトのつり具の部分</li></ul>



### 助成金額

利用料の**9割**（生活保護の方は10割）

\*ただし、1ヶ月あたりの上限**6万円**とします。

（例）6万円相当のサービス利用→助成金54,000円、自己負担金6,000円

\*1ヶ月あたりの上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額が

全て自己負担となりますのでご注意ください。

利用の流れはウラ面をご覧ください。

## 利用のながれ

### ①利用申請

申請者本人またはそのご家族が、申請書、主治医の意見書を今治市健康推進課へ提出してください。

\* 申請書類等は今治市ホームページからダウンロードできます。

### ②利用決定の通知

申請内容の審査後に、利用承認通知書を送付します。

\* 審査には数日要しますのでご了承ください。



### ③サービスの利用

介護サービス事業者との契約はご自身で行ってください。

\* 本事業に登録している介護サービス事業者に依頼していただくようになります。

### ④利用料の支払い

利用料の1割を自己負担額として直接介護サービス事業者にお支払いください。

\* サービス利用可能期間は、サービス利用開始時から**1年間**または申請者が**40歳の誕生日の前々日まで**になります。（40歳の誕生日の前日からは、介護保険のサービスを利用してください。）

40歳未満で、1年以上利用を希望される場合は、期間満了日までに再度申請書と医師の意見書等を提出してください。

\* サービス利用途中に、住所等の変更があった場合やサービス利用の必要がなくなった場合は、変更申請書を提出してください。

## 申請及びお問合せ

### 今治市健康推進課（中央保健センター）

今治市南宝来町1-6-1 <TEL> 0898-36-1533

<FAX> 0898-32-5511

今治市 若年がん



詳細や必要書類のダウンロードは  
こちらから